

国連気候変動枠組条約第26回補助機関会合(SB26) ハイライト

2007年5月8日 火曜日

5月8日(火) 午前の会議で、SBSTAでは、京都議定書 2条3項(政策措置の悪影響)と国際航空・海運で使用される燃料に起因する排出量に係わる議題項目が検討された。SBI では、附属書I締約国の国別報告書、適応基金、京都議定書の遵守に関する改正の問題、国際取引ログ(ITL)、および京都議定書に基づく機関に従事する個々人の特惠と免責事項などに関する議題が検討された。これらの会議の後にはコンタクトグループでの討議が開始され、技術移転、国別GHGインベントリのためのIPCCガイドライン、2008-2009年度予算、途上国の森林減少による排出量の減少、政府間会合のための調整などについて検討された。

SBI

附属書I締約国の国別報告書: 事務局は、京都議定書の約束についての実証可能な進歩(3条2項)についての項目、締約国からのレポートをまとめた文書(FCCC/SBI/2006/INF.2 and INF.4)を紹介した。非公式協議は、Henriëtte Bersee (オランダ)とArthur Rolle (バハマ)によって行われた。

資金メカニズム: 事務局は、適応基金に関する議題と同基金の運営に関心をもった団体から提出された意見書(FCCC/SBI/2007/MISC.2)を紹介した。南アフリカは、G-77/中国の立場から、基金の管理組織を決める前に管理基準を決定するべきだと強調し、小島嶼国連合(AOSIS)、後発開発途上国(LDCs)、およびアフリカグループがこれを支持した。日本は、地球環境ファシリティ(GEF)を管理機関とする案を支持した。欧州連合(EU)は、ナイロビで生まれた前向きな機運を足がかりとするよう主張した。ツバルは、小島嶼後発途上国(SIDs)向けの特別融資枠をつくるよう提案した。Osita Anaedu (ナイジェリア)とJukka Uosukainen (フィンランド)が共同議長を務めるコンタクトグループがつくられた。オーストラリアは後発開発途上国(LDC)のための基金に750万豪ドルを拠出することを確約した。

遵守に関する改正: 遵守に関する手続きとメカニズムについての京都議定書の改正問題については、Asadi議長が結論書の草案を作成すると述べた。

国際取引ログ(ITL): 国際取引ログ(ITL)の運用に関する進捗状況について事務局から説明があり、ITLソフトウェアの開発・整備(FCCC/SBI/2007/INF.3)について述べた。チリがG-77/中国の立場から、EUとともに、ITLのタイムリーな運用開始に対する懸念を表明した。さらに、G-77/中国は、2007年末まで

にはITL を完全に稼働できるようにすべきだと述べた。ニュージーランドは、自国の登録簿の状況を取り上げながら、他の国々も登録簿の整備を完了するよう勧めた。EUは、予算に関するより詳細な情報を要求し、ITL管理者は運用計画を提供すべきであり、稼働段階にはITL予算を実質的に低くすべきだと提案した。スイスは、試験運用の遅延に対する懸念を示し、リソースの問題は緊急課題として対処すべきだと述べた。Shuang Zheng (中国)がこの問題についての協議を執り行う。

事務管理・資金・制度組織上の問題: 特惠と免責: 京都議定書に基づく機関に従事する個人の特恵と免責事項などに関する議題項目 (FCCC/SBI/2007/MISC.4 and Add.1; FCCC/SBI/2006/21) について事務局から紹介があった。EUは、COP/MOP 2で採択された措置に関する経験をさらに蓄積したいと述べ、法的拘束力のある措置について2013年以降の枠組みに関する議論で検討すべきだと述べた。スイスは、コストのかかる複雑なメカニズムに対する警戒感を示した。本件はPaul Watkinson (フランス)が議長を務めるコンタクトグループでの審議に付託された。

その他の問題: アルゼンチンは、フォークランド諸島や他の南大西洋の島々が英国の国別報告書に含まれることに領土主権問題に係わる問題だとして異議を唱え、ブラジルがこれを支持した。英国は、こうした領土を英国の国別報告書に含めるのは国別報告書の義務遵守上の理由だと理解していると述べ、英国政府としてアルゼンチン政府の声明を検討した後に、より踏み込んだ対応をすると説明した。

SBSTA

京都議定書 2条3項: Kumarsinghi議長は、2条3項 (政策措置の悪影響)での進展について討議した。サウジアラビアは、G-77/中国の立場から、事務局に提出した意見書への注意を喚起し、これについて正式な協議を進めるよう求めた。日本とEUは、SBの他の議題項目の中で取り上げられているとして本議題項目の除外を求めた。これに対し、サウジアラビアは2条3項と3条14項 (悪影響と対応策)の違いを挙げ、本件の“審議妨害”は信頼を醸成するものでなく、某国への妨害という結果につながりかねないと警告した。

Kumarsinghi議長が本件の非公式協議の議長を務める。

方法論に関する問題 (UNFCCC): 国際航空・海運で使用される燃料に起因する排出量: バンカー燃料油については、サウジアラビアが本議題項目の削除を提案したが、ノルウェー、EU、AOSISが反対を唱えた。ノルウェーは、SB 22以降、本項目に関する議論の進展が見られず、バンカー油からの排出量が着実に増加していることに懸念を表明し、2007年10月4-5日に同国オスロにて報告上の問題についての技術ワークショップを開催すると発表した。EUは、航空機からの排出量を近い将来、EU排出量取引制度の対象とすることを検討中だと述べた。

Kumarsinghi議長は、本件に関して京都議定書2条3項に関する議題項目と合わせた協議を行うよう提案した。EUとノルウェーは2条3項の議論と一緒に協議する案に反対、サウジアラビアが賛成の意を表明したが、

結局、Kumarsinghi議長の、2つの議題を“同じ時間に、同じ部屋で、個別に”協議するという提案で落ち着いた。

コンタクトグループ

技術移転: 島田共同議長は、COP 12で議論された文言部分について(FCCC/SBSTA/2006/11, FCCC/CP/2006/5/Add.1)、冒頭のパラグラフはナイロビで合意を得たものの、括弧書きの部分は未だ合意されていないと注意を喚起しながら紹介し、2007年3月に東京で開催された“きわめて非公式なレベルの会合”で制度的な取り決め、資金メカニズム、モニタリングや実績に関する問題が主要課題であると確認されたと報告した。中国は、2007年4月に北京で開催された途上国向けワークショップについて大いに進展があったと報告した。

その後、新たな組織が担う6つの役割 (1) 技術移転の促進策の分析・把握、2) 技術ニーズ評価結果のモニタリング、3) パフォーマンス指標の開発、4) 特にアフリカやSIDsに対する短期および中長期戦略の策定、5) 従来の戦略に対する評価、6) 多年度作業計画の提案) について検討した。締約国は、新組織の構成や資金調達メカニズムなどについても検討した。カナダ、他数カ国は、グローバルエネルギー効率・再生可能エネルギー基金 (Global Energy Efficiency and Renewable Energy Fund) および民間融資顧問ネットワーク (Private Financing Advisory Network) の作業に対して称賛の言葉を送った。インドネシアは、革新的な融資策を更に模索する案を支持した。

温室効果ガスインベントリ: IPCC国別GHGインベントリガイドライン: 本会合の共同議長、Riitta Pipatti (フィンランド) と Nagmeldin Elhassan (スーダン)が、5月10日に伐採木材製品についての問題を別途討議すると述べた。多くの締約国がIPCCガイドラインについて認識しており、将来的に2006年ガイドラインを利用するためのプロセスと計画を定めるとの方針を支持した。米国は、各締約国が2カ年の中で任意で2006年ガイドラインに関する意見を提出することとし、その後に現行の報告ガイドラインを修正するための日程について検討することを提案した。ツバル、その他の国々がこの案に賛成したが、ツバルは土地の指定と自然災害に係わる特定の方法論的問題について懸念を示し、2008年に計画されているワークショップでの発表に間に合うような形でIPCCが本件に関する作業を継続するよう希望すると述べた。ブラジルは、新ガイドラインでは非人為的な吸収源を統合した“管理地 (managed land)”の категорияについての懸念を示した。ガーナは、G-77/中国の立場から、ガイドラインを自主的に利用する案を支持したが、キャパシティビルディングが問題だと強調した。

予算: 2008-2009年度予算案については、事務局がCDMプロジェクト収益からの徴収金問題について、京都議定書に基づくCDMプロジェクト活動はコア予算から手数料ベースの所得の欄に移ったとし、指標となる国連分担金の増加が個々の締約国の分担金に影響を及ぼす可能性があるとして明確に説明した。

南アフリカは、ある状況下ではCDMの手数料ベース所得の大部分が実際に途上国で発生することになるとし、途上国が事務局の拡大予算の相当部分を事実上負担することになっていいものかと疑問を投げかけた。

Dovland議長は、翌日までに予算案を検討するよう提案し、主要分野でのキャパシティ強化と主要活動の実施を実現させるためには事務局長が出した第1次予算案を支持することが賢明であるとのメッセージを送った。

政府間会合に向けた調整: COP 13とCOP/MOP 3の合同ハイレベル協議 (HLS) の議題に IPCC第4次評価報告書 (AR4) を盛り込むことについてBerghäll議長の説明があり、事務局はIPCCの第2次、第3次評価報告書ともにCOPの議題となっていたと述べた。サウジアラビアは、G-77/中国がまだ同地域としての立場を検討中であることを明らかにした。EU、カナダ、ノルウェーは、バリでAR4を検討する案を支持した。米国は、ハイレベル協議でこの限定的な項目を検討することに疑義を示した。ニュージーランドは、これまでのCOPでは様々なトピックについてラウンドテーブル型の協議を行ったものであると述べて応酬した。今後の会合について、オーストラリアは、CSDなどの関連諸機関の会議とぶつかることがないように日程調整をする必要があると指摘した。

森林減少: 共同議長のHernán Carlino (アルゼンチン)とAudun Rosland (ノルウェー)が、議論のたたき台としてKumarsinghi議長が用意したSBSTA結論書草案とCOP決定書草案を紹介した。日本は、草案の文面の中でenabling activitiesと記載された部分に対する疑問を示し、附属書IIの締約国から新たに追加的な資金を求めることに懸念を表明した。米国は、現在行われている活動について強調し、ブラジル、ツバルなどが試験プロジェクト的アプローチに反対した。パプアニューギニアは、様々な国情の違いを反映することを強調し、安定化と保護に向けた動きについて述べ、ニュージーランドやツバルなどとともに、森林の劣化を指摘した。

英国は、EUを代表して、COP 13では、技術的・方法論的問題に関する議論の比重を低くして、より野心的な内容について決議を行うよう求めた。ブラジルは、「関連国際協定とのシナジー効果を高める」と言及するよりも、「関連国際協定の目標を履行する」と言及する方が良いと述べ、ニュージーランドとともに、“衡平な”、“費用対効果”、“検証可能な”などといった用語を使用する際にもっと内容を明確にすべきだと強調した。ボリビアは、セクター別アプローチについて強調しながら、今後創設される可能性のある「安定化基金 (Stabilization Fund)」について記載を入れることを提案し、ツバルとともに、IPCCのLULUCFグッドプラクティスガイダンスの利用についての記載に疑義を唱えた。ノルウェー、ツバル、スイスは、炭素吸収源のリーケッジと非永続性について記載するよう求めた。シンガポールは、森林伐採の削減が緩和において費用対効果が高いと強調した。ツバルは、排出削減を確実に行うことが必要であると強調し、歪んだ反響が起りうる点について警告を促すこととその他の機関について言及をするよう要請した。カナダはキャパシ

ティビルディングの必要性を強調し、インドネシアは具体的な即時行動と積極的なインセンティブの必要を主張した。

廊下にて

5月7日、8日の全体会合については“議題を決めるための議論”が目立っていたことが話題となっており、一部の議題項目について十分に審議ができるように確保するための交換条件として“特定の議題が人質にとられているような状況”だと懸念する声が随所で聞かれた。あるベテラン交渉官の話では、“こうした意見対立は何も今に始まったことではないが今回はいつもより意図的かつ周到に計画されているようだ”とのことだ。

注目を集めている国連事務総長の“気候変動特使”についての正式発表のため、Yvo de Boer事務局長が駆け足でニューヨークを訪問予定との話題を取り上げていた参加者もあった。UNFCCC事務局長が搭乗するはずの飛行機は遅延し、結局のところ出張は実現しなかったようだ。

一方、今回のランチタイムのCDM理事会Q&Aセッションは、様々な対立意見が紛糾した過去何回かの理事会と比べて建設的な雰囲気が良かった、と多くの参加者が満足感を口にしていた。

衡平な地域分布と持続可能な開発の指標については様々な問題が残っていると強調する向きもあったが、多くの参加者が最近のCDM理事会の作業ぶりについて賛辞を述べていた。

NEDOからの委託によりGISPRI仮訳